平成24年度 地域商業再生事業 募集要領

- ○募集期間平成24年 4月23日(月)~ 5月31日(木)(経済産業局に17時必着)
- ○お問い合わせ先中小企業庁商業課各経済産業局担当課(詳細は担当課室一覧をご参照下さい)

平成24年4月

中小企業庁

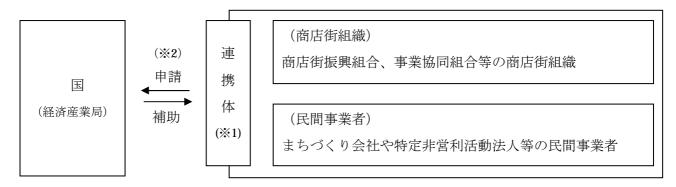
1. 事業目的

商店街は元来、単に買い物をする場所であるのみならず、買い物に来た地域住民の憩いの場であったほか、地域の祭礼・イベントや防犯・防災等の自治活動の主体を担うなど、商品やサービスの提供の場であることを超えて、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として、多様なコミュニティ機能を担ってきました。

近年は、郊外型商業施設の増加や少子化、高齢化等の社会構造の変化など、商店街を巡る環境は大きく変わっており、それに伴って商店街の衰退傾向が顕著です。他方、先般の東日本大震災では、瓦礫の残る中で地域住民に商品を提供する商店の姿が見られるなど、商店街の有するコミュニティ機能の重要性が再認識されたところです。

本事業では、こうした地域商店街のコミュニティ機能再生によって地域の活き活きとした商店街が再生されることを目的として、地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街組織が一体となって実施される、まちづくり計画と整合的な取組を支援します。

2. 補助スキーム



※1:商店街組織と民間事業者の連携により実施する事業であることが必要です。

(連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません。)

※2:連携体を構成する商店街組織と民間事業者の連名により申請を行って下さい。

〔補 助 率〕2/3以内

〔補 助 額〕補助対象事業毎に、上限額・下限額の定めがあります(4. 補助対象事業参照)。

[補助対象事業者]

補助対象となる商店街組織、民間事業者はそれぞれ以下のとおりです。

○商店街組織

- ①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ②法人化されていない任意の商店街組織であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

・①②に類する組織

○民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者(定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を行うことができることが必要です。)

3. 補助事業実施場所

事業実施場所は、社会通念上商店街が形成されていると認められる区域とします。なお、「商店街」の体をなしているところや、共同店舗(※)も対象となります。また、複数の商店街組織が実施する事業の場合、それぞれの商店街を事業実施場所とすることが可能です。

※共同店舗:中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

4. 補助対象事業

商店街組織と民間事業者とが連携して実施する新たな取組であって、地域コミュニティの機能 向上・再生に向けた以下の事業を補助対象とします。

(1) 地域状況調査分析事業

商店街において地域コミュニティの機能向上・再生に向けた取組を行うにあたり、その取組内容が、地域に必要とされるコミュニティの機能に合致するものであることに加え、施設・サービス等の利用者数、採算性等の観点から、当該商店街において、地域が自立的に継続して取り組むべき事業であること、並びに当該商店街が、地域コミュニティの取組を行う場所として適切であることを特定するために必要な調査・分析事業。

「想定される調査内容」

本事業で実施する調査として、概ね以下の内容が挙げられます(その他の調査内容を 妨げるものではありません。)。

- ・地域住民が商店街に求めるコミュニティ機能を明らかにするための、アンケート調査等(ニーズ調査)
- 事業規模、利用者数等の想定や事業継続の見込み等が適切であることを確認するための、地域の人口規模、行動範囲や商業量等のデータ調査等(マーケティング調査)
- ・地域コミュニティの課題解決に向けた取組を実施する場所として適切であることを 確認するための、当該商店街におけるコミュニティの現状や、本来有すべき機能等に 関する調査(地域調査)

「想定される調査対象地域」

事業実施商店街と一体的にコミュニティを形成する周辺区域だけでなく、自治体の買い

物動向調査等により特定される商圏などから、生活圏が同一と考えられる地域を特定して、 当該地域全体を対象に調査を行います。

【補助事業の要件】

補助対象事業は、以下に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

①商店街で実施するコミュニティ機能向上・再生の取組内容の妥当性を確認するうえで、 適切な調査内容であること

商店街において地域コミュニティの機能向上・再生に向けた取組を行うにあたり、商店街を含めた周辺地域の住民が、その商店街に求めるコミュニティの機能を明確にするために行う調査として、適切な調査対象、手法であることが必要です。

②商店街でコミュニティ機能向上・再生の取組を実施するにあたり、適切な事業規模、事業の継続性等が明確になること

地域の人口規模、商業量や買い物動向、住民行動範囲等に係る調査・分析を実施することで、商店街においてコミュニティ機能再生の取組を実施するにあたり、その事業規模、利用者の想定等が適切であることや、地域における自立的な事業継続の見込みが明らかになることが必要です。

③当該商店街が、地域コミュニティの機能向上・再生の取組を実施する場所として適切で あることが確認されること

地域コミュニティの機能向上・再生の取組を行う商店街における地域コミュニティの 現状や、当該商店街に期待されるコミュニティ機能等から、当該商店街が事業実施場所 として適切であることが確認されることが必要です。

【補助額】

·上限額:1,000万円

下限額:100万円

【補助対象経費】

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に 計上されているものが対象となります。

計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調查分析費、通信運搬費、消耗品費、委託費、維役務費、原稿料、印刷製本費

- (2) コミュニティ機能再生事業
 - ①コミュニティ機能再生施設等整備事業
 - 「(1) 地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、 当該調査結果を含む。)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・ 再生に資する施設等を整備する事業。
 - ②コミュニティ機能再生支援事業
 - 「(1) 地域状況調査分析事業」の結果(同等程度の調査を独自に実施している場合は、 当該調査結果を含む。)に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・ 再生に資する事業(施設等の整備事業を除く。)。

【補助事業の要件】

補助対象事業は、以下に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

①当該地域で実施する地域コミュニティの機能向上・再生の取組として適切なものである こと

地域状況調査分析事業や、それに類する調査の結果から、当該地域のコミュニティ機能向上・再生に必要とされる取組であり、地域において自立的な事業継続が見込まれること、 及び取組が行われる商店街が、事業実施場所として適切であることが明確になっている ことが必要です。

②地域のまちづくり計画と整合的であり、市町村等の関与・協力を得て取り組む事業であること

事業を実施する市町村等における、当該地域のまちづくりに関する計画・方針等で掲げる方向性との整合が取れていることに加え、自立的な事業継続に向けた市町村等の積極的な関与や、周辺商店街等の協力が得られていることが必要です。

- 注:市町村等からの関与・協力状況の確認として、別添3「地方公共団体からの関与表明書」の提出が必須となります。
- ③地域ニーズの充足、商店街の売上増加や集客向上等の事業実施効果が見込まれること 事業の実施により当該地域住民のニーズが充足されたことが、事業実施後の調査結果等 により明らかになるとともに、当該商店街の売上増加(※)や集客向上等の波及効果が見 込まれることが必要です(補助金交付年度終了後の5年間に亘り、各年度の補助事業成果 の状況報告が義務付けられます。)。

※売上増加には、売上高の増加のほか減少率の改善も含みます。

【補助額】

・上限額:2億円(一商店街あたりの額。複数の商店街で実施する事業の場合は最大5億円)

下限額:100万円

【補助対象経費】

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に 計上されているものが対象となります。

事業実施にあたっての初期投資に係る経費のほか、施設の維持管理、事業運営に係る経費も一部補助対象となります。但し、補助事業期間終了後の自立的な事業継続が見込まれることも審査の対象となりますので、過度に補助金に依存した資金計画とならないよう、各経費の必要性を十分に精査してください。

また、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設や設備等の建設 又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は 除く。)、土地借料(土地の所有と利用を分離した管理・運営手法を用いて、複数の地権者 から一括して借り上げる場合に限る。)、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財 産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、 備品費(※)、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アー ケード等撤去に係る経費、光熱水費

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで 使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ずることなく比較的 長期の使用に耐えるものをいいます。)

[申請に際しての注意事項]

- ・本補助金の活用にあたっては、地域状況調査分析事業を実施した上で、その結果を踏まえてコミュニティ機能再生事業を申請することが原則になります。
- ・但し、地域状況調査分析事業で実施すべき調査分析と同等程度の調査を既に行っており、 当該地域に必要なコミュニティの機能、取組内容等が特定されている場合には、地域状況 調査分析事業を実施していない場合であっても、コミュニティ機能再生事業の申請を行う ことができます。また、その場合であって、追加の調査を平行して実施することが可能です。
- ・補助対象事業は、年度内に完了するものに限ります。(ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得な

い事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることが あります。)

5. 応募方法

(1) 募集期間

平成24年4月23日(月)~5月31日(木)(経済産業局に17時必着)

(2) 提出書類

地域状況調査分析事業及びコミュニティ機能再生事業は、様式がそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

○地域状況調査分析事業

様式1 平成24年度地域商業再生事業(地域状況調査分析事業)要望書

- ①別紙1 地域状況調査分析事業計画書
- ②別紙2-1 地域状況調査分析事業経費配分書
- ③別紙2-2 借入金返済計画(借入がある場合のみ。)
- ④商店街等区域図(事業実施場所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示する こと。)及び商店街等の写真
- ⑤広域図(商圏、生活圏内の人口集積、コミュニティ関係施設、商店街等を示す地図)
- ⑥事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類等)
- ⑦当該事業の実施について合意形成を証する資料 (商店街組織に限る。)
- ⑧補足資料
 - ・別添1:地域コミュニティ関係機関(※)からの推薦書【任意】 ※周辺地域の商店街や自治組織等、地域のコミュニティを形成する組織であれば、対象は問いません。
- ⑨その他
- 注: ④~⑨の様式は任意です。上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求めることがあります。
- ○コミュニティ機能再生事業

様式2 平成24年度地域商業再生事業 (コミュニティ機能再生事業) 要望書

- ①別紙1 コミュニティ機能再生事業計画書
- ②別紙2-1 コミュニティ機能再生事業経費配分書
- ③別紙2-2 借入金返済計画(借入がある場合のみ。)
- ④商店街等区域図(事業実施箇所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示する こと。)及び商店街等の写真

- ⑤広域図(商圏、生活圏内の人口集積、コミュニティ関係施設、商店街等を示す地図)
- ⑥事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類等)
- (7)当該事業の実施について合意形成を証する資料(商店街組織に限る。)

⑧補足資料

- ・別添1:地域状況に係る調査結果【必須】
- ・別添2:地方公共団体のまちづくり計画に関する資料【必須】
- ・別添3:地方公共団体からの関与表明書【必須】
- ・別添4:地域コミュニティ関係機関(※)からの推薦書【任意】
 - ※周辺地域の商店街や自治組織等、地域のコミュニティを形成する組織であれば、対象は問いません。

(9)その他

注: ④~⑨の様式は任意です。上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

(3) 要望書の提出について

事業者は、所管の経済産業局へ要望書等の関係書類を提出してください。

6. 審査について

所管の経済産業局に提出された書類に基づいて、外部有識者で構成される審査委員会において 審査を行いますので、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

また、必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

[審査のポイント]

補助対象事業毎に、以下の観点に基づいて審査が行われます。

- (1) 地域状況調査分析事業
 - ①事業者要件
 - ア. 連携体制

商店街組織と民間事業者による調査事業実施に適切な連携体制が構築されていること。

イ. 経営状況、事業実施体制

申請事業者がそれぞれ調査事業実施に問題のない経営状況であり、事務処理能力を有していること。

②事業要件

ア. 事業内容の妥当性

調査に基づき実施することを予定している事業が、地域コミュニティの取組として適切であること。

イ. 調査内容

以下の点を満たす調査内容であること。

- ・地域ニーズ等に照らし、商店街で実施するコミュニティ機能向上・再生の取組内容 が妥当であることが確認されること。
- ・人口や買い物動向等の地域状況から、当該商店街でコミュニティ機能向上・再生の 取組を実施するにあたっての、適切な事業規模、事業の自立・継続性等が明確になる こと。
- ・商店街の現状等から、地域コミュニティの機能向上・再生の取組を実施する場所と して適切であることが確認されること。

注:別添1「地域コミュニティ関係機関等からの推薦書」により、地域内での協力状況が確認できる場合は、加点評価の対象となります。

ウ. 資金調達、事業収支

調査事業実施に必要な資金調達状況、収支計画が適正であること。

(2) コミュニティ機能再生事業

①事業者要件

ア. 連携体制

商店街組織と民間事業者による事業実施に適切な連携体制が構築されていること。

イ. 経営状況、事業実施体制

申請事業者がそれぞれ事業実施に問題のない経営状況であり、事務処理能力を有していること。

②事業要件

ア. 事業内容の妥当性

地域状況調査分析事業等の結果から、地域のニーズが存在し、自立的な事業継続が 見込まれ、当該商店街で実施することが適切な事業であることが明らかにされており、 その結果に適合した事業内容であること。

イ. まちづくり計画との整合性、自治体・関係者等との連携

補助事業が自治体のまちづくりに関する計画・方針等に沿うものであり、自立的な事業継続に向けて自治体や周辺商店街等、関係者の積極的な関与・協力を得て実施される事業であること。

注:別添4「地域コミュニティ関係機関等からの推薦書」により、地域内での協力状

況や合意形成の状況が確認できる場合は、加点評価の対象となります。

ウ. 資金調達、事業収支、継続性

事業実施に必要な資金調達状況、収支計画が適正であること。補助事業実施後の事業 継続や自立的な運営が見込まれること。

③事業効果

ア. 地域ニーズの充足

事業実施により、地域住民が求めるコミュニティ機能が充足され、地域の活き活きと した商店街が再生されること。

イ. 集客向上、売上増加

事業を実施する商店街における集客向上、売上増加(※)に資する事業であること。 同規模の都市における商店街の年間商品販売額と比較して、意欲的な目標が設定されていること。

※売上増加には、売上高の増加のほか減少率の改善も含みます。

ウ. その他コミュニティ機能向上に係る指標

注:事業効果については、補助事業実施年度終了後の5年間に亘り、各年度の補助事業 成果の状況報告が義務付けられます。

7. 審査後の手続きについて

- (1) 採択案件の決定後、申請事業者全員に対して、速やかに採択又は不採択の結果を各経済産業局から通知します。
- (2) 採択された申請事業者は補助金交付要綱に基づき、所管の経済産業局長等宛てに交付申請の手続きを行います。経済産業局等では申請受理後、審査を経て交付決定を行います。
- (3) 補助金は原則として、補助事業完了後の支払いとなります。

8. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

(1)補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

- (2)補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業実施年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を 報告しなければなりません(地域状況調査分析事業を除く。)。また、経済産業局長の求めが あった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりませ ん。なお、報告された内容について公表を行う場合があります。
- (5)補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」) については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的 に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6)補助事業者は、取得財産等のうち、一部処分を制限される財産(以下「処分制限財産」)があります。処分制限財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(処分制限財産の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分をする場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. お問い合わせ先

本事業の応募に関して、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室または 中小企業庁商業課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中小企業庁	〒100-8912	
商業課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	_
	TEL:03-3501-1929	
北海道経済産業局	〒060-0808	北海道
流通産業課商業振興室	札幌市北区北8条西2	
	札幌第1合同庁舎	
	TEL:011-738-3236	
東北経済産業局	〒980-8403	青森県、岩手県、宮城県、
商業・流通サービス産業課	仙台市青葉区本町 3-3-1	秋田県、山形県、福島県
	仙台第1合同庁舎	
	TEL:022-221-4914	

関東経済産業局	〒330-9715	茨城県、栃木県、群馬県、
流通・サービス産業課	さいたま市中央区新都心 1-1	埼玉県、千葉県、東京都、
商業振興室	合同庁舎 1 号館	神奈川県、新潟県、山梨
	TEL:048-600-0318	県、長野県、静岡県
中部経済産業局	₹460-8510	富山県、石川県、岐阜県、
流通・サービス産業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	愛知県、三重県
商業振興室	TEL:052-951-0597	
近畿経済産業局	〒540-8535	福井県、滋賀県、京都府、
流通・サービス産業課	大阪市中央区大手前 1-5-44	大阪府、兵庫県、奈良県、
	大阪合同庁舎1号館	和歌山県
	TEL:06-6966-6025	
中国経済産業局	〒730-8531	鳥取県、島根県、岡山県、
流通・サービス産業課	広島市中区上八丁堀 6-30	広島県、山口県
	広島合同庁舎 2 号館	
	TEL:082-224-5653	
四国経済産業局	〒760-8512	徳島県、香川県、愛媛県、
商業・流通・サービス産業課	高松市サンポート 3-33	高知県
	高松サンポート合同庁舎	
	TEL:087-811-8524	
九州経済産業局	〒812-8546	福岡県、佐賀県、長崎県、
流通・サービス産業課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	熊本県、大分県、宮崎県、
商業振興室	福岡合同庁舎	鹿児島県
	TEL:092-482-5456	
内閣府沖縄総合事務局	〒900-0006	沖縄県
商務通商課	那覇市おもろまち 2-1-1	
	那覇第2地方合同庁舎2号館	
	TEL:098-866-1731	